

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知と各種情報の収集・発信

計画の着実な推進を図るため、計画に掲げた基本理念や基本方針などが教育関係者や保護者をはじめ市民に幅広く理解されるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなど、多様な媒体を活用しながら、内容の周知に努めます。

また、各種施策・事業の実施にあたっては、市民や関係機関・各種団体との協働による取組が必要であるため、教育に関する施策について、迅速かつ的確な情報の収集・発信を図り、市民意見やニーズの把握・反映に努めます。

2. 庁内及び関係機関等との協働による計画の推進

本計画に掲げられた施策を総合的に推進していくため、庁内における関係部署の緊密な連携を図ります。

また、教育委員会が総合的な調整を図りながら、学校・家庭・地域の役割を明確にするとともに、教育関係機関、各種団体、ボランティア・NPOなど、各分野における多様な主体との協働により、地域社会全体で教育に取り組む環境づくりを進め、計画を推進します。

3. 新たな検討が必要となる課題への対応

急速に変化する社会情勢により、教育において対応すべき課題もめまぐるしく変化しています。このため、計画期間においても、必要に応じて適宜新たな課題に適切に対応できるよう、施策・事業の検討を進め、迅速な対応を図ります。

4. 進捗状況の点検・評価及び計画の見直し

本計画を効果的かつ着実に推進するため、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの考え方にに基づき、点検・評価を行いつつ、その結果に対応した施策の実行に努めます。

また、本計画は策定から5年後を目途に見直しを行います。その際には、市民意見の把握に努め、5年間の計画の進捗状況をふまえたうえで、次期計画を策定します。